



鳥取県公報

平成17年 8月 2日(火)
号外第117号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則 (82) (長寿社会課)	2
	鳥取県立障害者体育センター管理規則を廃止する規則 (83) (障害福祉課)	6
	鳥取県立鳥取砂丘こどもの国管理規則を廃止する規則 (84) (子ども家庭課)	6

———公布された規則のあらまし———

鳥取県立福原荘管理規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部が改正され、平成18年4月1日から、鳥取県立福原荘に指定管理者制度が導入されることに伴い、鳥取県立福原荘管理規則について所要の改正を行う。

2 規則の概要

次のとおり、指定管理者制度の導入に伴う所要の改正を行う。

- (1) 入退所手続、使用料の額等について定めた規定を削る。
- (2) 指定管理者が、入所者に対する措置命令及び入所の許可の取消しを行うこととする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
施行期日は、平成18年4月1日とする。

所要の経過措置を講ずる。

鳥取県立障害者体育センター管理規則の廃止について

1 規則の廃止理由

(1) 鳥取県立障害者体育センターの設置及び管理に関する条例(以下「条例」という。)の一部が改正され、平成18年4月1日から、障害者体育センターに指定管理者制度が導入される。

(2) これまで、鳥取県立障害者体育センター管理規則(以下「規則」という。)で規定されていた障害者体育センターの開館時間、休館日等については、条例の一部改正に伴い、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めることとなった。

(3) (2)のほか、指定管理者制度が導入される施設について規則で特に定める事項がないことから、規則を廃止する。

2 規則の廃止期日

平成18年3月31日限りで廃止

鳥取県立鳥取砂丘こどもの国管理規則の廃止について

1 規則の廃止理由

(1) 鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の設置及び管理に関する条例(以下「条例」という。)の一部が改正

され、平成18年4月1日から鳥取砂丘こどもの国に指定管理者制度が導入される。

(2) これまで、鳥取県立鳥取砂丘こどもの国管理規則（以下「規則」という。）で規定されていた鳥取砂丘こどもの国の開園時間、休園日等については、条例の一部改正により、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めることとなった。

(3) (2)のほか、指定管理者が導入される施設について規則で特に定める事項がないことから、規則を廃止する。

2 規則の廃止期日

平成18年3月31日限りで廃止

規 則

鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年8月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第82号

鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県立福原荘管理規則（昭和57年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下この条において「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下この条において「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下この条において「削除条項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに削除条項を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号。以下「条例」という。）の規定に基づき、鳥取県立福原荘（以下「福原荘」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年3月鳥取県条例第11号。以下「条例」という。）の規定に基づき、鳥取県立福原荘（以下「福原荘」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(入所定員)</p> <p>第2条 福原荘の入所定員は、50人とする。</p>

(入所の許可)

第3条 福原荘に入所しようとする者は、入所申込書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 戸籍謄本及び住民票の謄本
- (2) 身上調書(様式第2号)
- (3) 対象収入額申告書(様式第3号)
- (4) 健康診断書(様式第4号)
- (5) 身元引受書(様式第5号)

2 知事は、前項の規定により入所申込書の提出があったときは、これを審査し、入所させると決定したときは入所許可通知書(様式第6号)により、入所させないと決定したときは入所不許可通知書(様式第7号)により申込者に通知しなければならない。

(誓約書等の提出)

第4条 前条第2項の規定により入所の許可の通知を受けた者は、入所しようとする日の3日前までに誓約書(様式第8号)及び入所届出書(様式第9号)を知事に提出しなければならない。

(使用料の額)

第5条 条例第9条の規則で定める使用料の額は、別表のとおりとする。ただし、月の中途において入所し、又は退所した場合のその月の使用料の額は、同表に掲げる額を基礎として日割により計算した額とする。

(使用料の納付期限)

第6条 福原荘に入所した者(以下「入所者」という。)は、毎月5日までにその月分の使用料を納付しなければならない。ただし、月の中途において入所した者のその月分の使用料については、当該入所した日から5日を経過する日までとする。

(使用料の減免)

第7条 条例第11条の規定による使用料の減免は、次に掲げる場合に限り行うことができる。

- (1) 入所者又は入所者を扶養する者に所得がないため、所得が少ないため、又は不時の支出等のため、使用料の納付が困難と認められるとき。
- (2) 入院その他正当な理由により通常の利用がな

いとき。

(3) 老人の福祉を図るため知事が特に必要と認めるとき。

(使用料の減免の申請及び通知)

第8条 使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書(様式第10号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めるときは使用料減免通知書(様式第11号)により、不適当と認めるときは使用料減免不承認通知書(様式第12号)により申請者に通知しなければならない。

(使用料の徴収猶予)

第9条 知事は、入所者がやむを得ない理由により第6条に規定する期限までに使用料を納付することができないと認めるときは、使用料の徴収を猶予することができる。

(使用料の徴収猶予の申請及び通知)

第10条 使用料の徴収猶予を受けようとする者は、使用料徴収猶予申請書(様式第13号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めるときは使用料徴収猶予承認通知書(様式第14号)により、不適当と認めるときは使用料徴収猶予不承認通知書(様式第15号)により申請者に通知しなければならない。

(届出)

第11条 入所者は、第3条の規定により提出した身上調書の記載事項に変更があったときは、速やかに、その旨を知事に伝えなければならない。

(身元引受人の変更)

第12条 入所者は、身元引受人を変更しようとするときは、身元引受人変更承認申請書(様式第16号)を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

(監督)

第13条 知事は、福原荘の適正な維持管理を図るために必要があると認めるときは、入所者に対して必要

(措置命令)

第2条 指定管理者(鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第11号))

第4条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、福原荘の適正な維持管理を図るために必要があると認めるときは、入所者に対して必要な措置をとることを命じ、又は必要な指示をすることができる。

(入所の許可の取消し)

第3条 指定管理者は、入所者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、入所の許可を取り消すことができる。

(1)及び(2) 略

(3) 前条の指定による指定管理者の措置命令又は指示に従わないとき。

(雑則)

第4条 略

附 則

な措置をとることを命じ、又は必要な指示をすることができる。

(入所の許可の取消し)

第14条 知事は、入所者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、入所の許可を取り消すことができる。

(1)及び(2) 略

(3) 前条の規定による知事の措置命令又は指示に従わないとき。

2 知事は、前項の規定により入所の許可を取り消したときは、入所許可取消通知書 (様式第17条)により入所者に通知しなければならない。

(退所の手続)

第15条 退所しようとする者は、退所の日の5日前までに退所届 (様式第18号)を知事に提出しなければならない。

(帳簿)

第16条 知事は、福原荘に次に掲げる帳簿を備え、常時その状況を明らかにしておかなければならない。

(1) 入所申込書受理簿 (様式第19号)

(2) 入所者台帳 (様式第20号)

(3) 入所者給食提供台帳 (様式第21号)

(4) 使用料減免台帳 (様式第22号)

(5) 使用料徴収猶予台帳 (様式第23号)

(6) 外泊承認簿 (様式第24号)

(7) 業務日誌 (様式第25号)

(雑則)

第17条 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和57年4月1日から施行する。
(平成3年7月1日前の入所者に対する使用料の額の特例)

2 当分の間、入所者のうち平成3年7月1日前に入所した者に対する使用料の額は、第5条の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。

この規則は、昭和57年 4月 1日から施行する。

第 2 条 鳥取県立福原荘管理規則の一部を次のように改正する。

附則別表、別表及び様式第 1 号から様式第25号までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日に改正前の鳥取県立福原荘管理規則の規定によりされた措置命令等は、改正後の鳥取県立福原荘管理規則の規定によりされた措置命令等とみなす。

鳥取県立障害者体育センター管理規則を廃止する規則をここに公布する。

平成17年 8月 2日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第83号

鳥取県立障害者体育センター管理規則を廃止する規則

鳥取県立障害者体育センター管理規則（平成15年鳥取県規則第 8 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成18年 4月 1日から施行する。

鳥取県立鳥取砂丘こどもの国管理規則を廃止する規則をここに公布する。

平成17年 8月 2日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第84号

鳥取県立鳥取砂丘こどもの国管理規則を廃止する規則

鳥取県立鳥取砂丘こどもの国管理規則（平成11年鳥取県規則第33号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成18年 4月 1日から施行する。